

しんなが法人

(題字 故高見澤信一氏筆)

法人会
消費税期限内納付
推進運動

No. 53

2021. 2. 1

企業の繁栄、社会への貢献、新たな時代をいきいきと 魅力ある法人会を目指して



提供：野沢温泉支部

世界最新鋭！ 次世代技術を採用した「新長坂ゴンドラリフト」が登場！

山麓の長坂エリアから、やまびこエリアまでを直線ルートで約8分で輸送可能。10人乗りのゴンドラキャabinは高さ・幅ともに大きく、全面がガラス張りで開放的な設計となっております。乗車中は今まで以上に野沢温泉の絶景をお楽しみいただけます。キャbin内は、高いクッション性のレザーシートを備え快適性・静粛性が整っており、すべての皆様に進化を感じていただける仕様に。是非、世界一のスノーリゾートを目指す野沢温泉でラグジュアリーな空中散歩をお楽しみください。

目次

- ☆新年のごあいさつ..... 2・3
- ・第32回会員大会開催..... 4
- ・令和3年度税制改正要望..... 5
- ・租税教室開催・絵はがき募集..... 6
- ・第28回チャリティーゴルフ大会..... 7
- ・チャリティーゴルフ協力金寄贈..... 7
- ・税務署からのお知らせ..... 8～11
- ・お知らせ..... 12

みんなで回覧しましょう!!



令和3年 年頭のあいさつ

信濃中野法人会長 小林 博文

明けましておめでとうございます。会員の皆様には希望に満ちた新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。本年もよろしく願いいたします。

さて、去年はオリンピックイヤーという盛り上がりになるはずでしたが、年初から新型コロナウイルス感染症という、これまでに経験したことがない感染症の流行により4月には全都道府県を対象とした緊急事態宣言が発令され、外出や移動の制限、飲食店の営業時間の短縮などの対策が打ち出されるなど社会は大きく混乱し、我が国経済に与えた影響も大きくこれまでの生活が一変してしまい、観光や飲食の業界はもとより会員の皆様もかなりの打撃を受けたことと思います。

未だに完全な感染の収束が見えていませんが、今後、ワクチン接種が始まるとの報道もあり一日も早い社会経済活動が回復してくることを願っているところであります。

いま、コロナ禍での企業活動にリモート化の動きは加速してきており、業務上の性質からテレワークでの対応に馴染みにくい業種もありますが、取引などにおいてテレワーク対応は不可欠なものとなり、常態化する可能性があると言われており、コロナ禍における、密を避ける新しい生活スタイルやデジタル技術を活用した新製品やサービスの利活用が増えていくこととな

り、我々の生活も大きく変わっていくことになりそうです。

一昨年10月の台風被害などの自然災害やコロナ禍での被害に対して様々な給付金や補助金、助成金等の対策が講じられていますが、これらの原資は税であり改めて税の重要性や役割の重要性を再認識しているところであります。法人会は「税に関するオピニオンリーダーとして国と社会の繁栄に貢献する団体」ですので、会員の皆様とともに法人会の存在意義を高めてまいりたいと考えております。

当会におきましても、今年度計画した様々な事業も中止にしたり、3密回避の対策を講じながら事業規模を縮小して実施して参りました。また、11月からは、税務署の協力で担当者を講師とした税務研修会や決算説明会を再開していただきました。引き続き協力をしていただき新設法人説明会なども計画して参ります。会員の皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

今年は、新型コロナウイルスの感染拡大が収束し、延期されたオリンピックが開催されるなど躍進に繋がる年となり、また、当法人会管内では、各企業の発展、地域経済の発展、そして生活基盤が安定し、更に災害の無い年でありますようにお祈りし、年頭のあいさつといたします。

謹賀新年



あけましておめでとうございます。

今年も宜しく願います。

会 長	小林 博文	常任理事	羽 田 吉 彦
副 会 長	村 松 茂 樹	常任理事	宮 崎 正 毅
副 会 長	西 山 平 四 郎	常任理事	内 田 一 彦
常任理事	藏 谷 伸 一	常任理事	廣 瀬 政 之
常任理事	高 木 和 敏	相 談 役	小 林 勇 生
常任理事	村 石 桂 太 郎	顧 問	武 田 俊 男

ほ か 役 員 一 同



新年の御挨拶

信濃中野税務署長 犬原 一也

令和3年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

一般社団法人信濃中野法人会の皆様におかれましては、健やかに

新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、小林会長をはじめ、役員及び会員並びに事務局の皆様には、税務行政全般にわたり格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。

昨年から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、日常生活や経済活動に大きな打撃を与えるもので、今後も予断を許さない状況ではありますが、ワクチン開発などの明るいニュースもあり、一日も早いコロナ禍の収束を願っております。

さて、貴会は、「よき経営者を目指す者の団体」として、各種研修会・講演会の開催や社会貢献活動などに積極的に取り組まれておられます。税務に関しては、小学校で開催される租税教室の講師を務められるとともに、税に関する絵はがきコンクールを開催するなどの租税教育に積極的に取り組み、正しい税知識の普及と納税道義の高揚に多大な貢献をされておられます。

このような活動に対しまして深く敬意を表するとともに、税務行政に対し、引き続き、小林会長をはじめ信濃中野法人会の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

まもなく令和2年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。

本年は、申告会場の混雑緩和のため入場整理券の導入など、昨年から引き続き感染症拡大防止の対策を講じてまいります。やはり申告会場は混雑すると予想されます。そこで、自宅から申告書等の作成ができて、外出を要しないスマホ申告やe-Taxは、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減する上で有効な方法であります。

マイナンバー方式やID・パスワード方式の活用により、自宅等からスマホ申告、e-Tax送信でご提出いただきますよう、従業員の方々にも周知をお願い申し上げます。

結びに、新しい年が一般社団法人信濃中野法人会にとりまして、更なる発展の年となりますよう、併せて、会員の皆様のご健勝と関係企業のますますのご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



年頭のご挨拶

関東信越税理士会信濃中野支部長 田中 隆幸

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人信濃中野法人会の皆様方には、健やかに新年をお迎

えのこととお慶び申し上げます。

日頃から税理士会の会務につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

昨年来、コロナ禍で経済社会が激変し、全世界がこれまで経験したことのない危機に直面、私達がありえないと思っていたことが現実になり、当たり前と思っていたことがそうではないのだということを教えられました。

そのような中、私どもも中小企業・事業者の経営維持のため、持続化給付金をはじめとした各種給付金等や減免措置などの申請サポートにも力を注いで取り組んできましたが、経済へのダメージはいまだかつてないほど大きいものと痛感した次第です。

さて、消費税は一昨年から複数税率が導入され、事務負担も増加している現状ですが、更に、現在の区分記載請求書等保存方式から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)に、令和5年10月から導入される予定です。この制度は、消費税の仕入税額控除の要件として、「適格請求書」の交付・保

存及び適格請求書発行事業者の登録番号が必要となります。

これは、極論、登録番号のない免税事業者等からの仕入れは仕入税額控除を認めないということですから。経過措置(3年間80%、次3年間50%)はあるものの、コロナ禍における業績不振から今後免税事業者となる方も相当数予想されますが、あえて課税事業者を選択して消費税を納税する事業者は果たしてどの位いるのでしょうか。免税事業者であるが故、取引中止となるようなことも避けて通れない問題として認識せざるを得ませんし、あってはならないことだと思います。

本年10月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始される予定ですが、私どもとしまして、このインボイス方式が及ぼす大きな影響、更なる事務負担増加等に鑑み、制度導入の見直しを要望しています。

本年もしばらくは先の見えない状況が続くと思われませんが、「コロナ禍を転じて福となす」ように、皆様とご家族にとりまして、実り多き年となりますようお祈り申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



第32回会員大会開催

—飯山市「なちゅら」—

第32回会員大会は、昨年11月13日(金)、「飯山市文化交流館 なちゅら」において開催されました。大会には、会員のほか信濃中野税務署長はじめ管内の行政、商工団体、友誼団体等の皆様にもご臨席をいただき、コロナ禍の中ではありますが感染拡大の防止策を講じて、例年より参加者は少ないものの一般公開で開催をいたしました。



会長あいさつ



優良経理担当表彰者謝辞



講演会講師 橋本先生

日本の中小企業」～中小企業の活性化について～と題した講演をいただきました。

コロナ禍での経済、アメリカ大統領の交代、米中貿易戦争などで世界経済はどのように維持されていくのか、日本の中小企業にどのような影響をもたらすのか、電気自動車になっても自動車部品の仕事はほとんど減らないなどの話とともに、

元気な日本の中小企業の取組み事例の紹介や、これからの中小企業が全力で取り組む決め技は「デジタルトランスフォーメーション」であるなどの話に参加者の皆様は真剣に聞き入る一方、講師のパソコンの電源が落ちてしまい回復して舞台のプロジェクターに投影されるまで時間がかかってしまったなどのトラブルもありましたが、身近な話題の講演に参加者は引き込まれました。

例年、支部を超えて会員相互の交流を深めていただくことができる第三部の懇親・交流会は、新型コロナウイルス感染症の拡大を考慮し残念ながら中止とさせていただきます。

【令和2年度表彰者】



☆優良経理担当者表彰

○中野支部

- 山田 智子 様 中野アポロ株式会社
- 竹内 和子 様 有限会社信州農園

○飯山支部

- 中島 高志 様 飯山中央市場株式会社
- 桜沢 洋子 様 株式会社藤巻建設

○山ノ内支部

- 西山 悦子 様 有限会社西山製菓店
- 小林 善子 様 有限会社小松屋商店

○木島平支部

- 清水真由美 様 株式会社相生電子

○野沢温泉支部

- 片桐 瑞枝 様 有限会社若ざり

○栄支部

- 樋口 光子 様 有限会社美和

【報告】

☆信濃中野税務署長表彰

- 山岸真紀子 様 株式会社竜王プリンスホテル (山ノ内支部)

☆長野県知事表彰

- 小田 孝志 様 株式会社池田商事 (山ノ内支部)

令和3年度税制改正提言事項要望

管内市町村に提言事項要望活動を実施

法人会では、全国440会の会員から税制に関する要望をとりまとめ、政府、政党、関係省庁、地方自治体に建設的な意見を提言し実現を求めている活動を行っております。

令和3年度の税制改正提言は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中小企業が厳しい局面に立たされていることを強調するため、「新型コロナウイルスの対応」と「中小企業が事業継続するための税制措置」の要素を織り込んだ提言とされ、大きく4つの項目で提言がまとめられており、提言の重点項目とその概要（紙幅の都合により内容は省略します）は次のとおりです。

1つ目は、「税・財政改革のあり方」として、①新型コロナウイルスへの対応と財政健全化②社会保障制度に対する基本的考え方③行政改革の徹底④マイナンバー制度についてなど。

2つ目は、「中小企業が事業継続するための税制措置」として、法人税では①税率の軽減措置②中小企業の活性化に資する税制措置③中小企業の設備投資支援措置④新型コロナウイルス感染症緊急対策の税制上の措置の延長等。

事業承継税制・相続税・贈与税では①事業用資産を一般資産と切り離した事業承継税制の創設②相続税・贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める③贈与税の基礎控除、相続時精算課税制度の特別控除額の引上げなど。

その他中小企業が、消費税が適正に価格転嫁できるよう実効性の高い対策、配当に関する二重課税の見直し、電子申告の促進など。

3つ目は、「地方のあり方」として、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、東京一極集

中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も問いかけることとなり、地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化につながらないとの指摘をしています。

4つ目は、「震災復興等」として、東日本大震災の復興支援のみならず、近年の地震や台風による大規模な自然災害が相次いでいるため、被災者の立場に立った適切な支援と実効性ある措置などを求めています。

これらのような内容のほか、申告納税制度の合理化を求めるとともに、租税教育については学校だけでなく社会全体で取り組む必要性が強調されています。

具体的な税目では、「地方税関係」として、①固定資産税の抜本の見直し②住民税の超過課税は安易に課すべきでないなどがあります。

例年実施している管内市町村への要望活動は下記の日程で行い、各支部の正副支部長、相談役、顧問が税制の改正提言事項を要望する活動を行いました。

令和2年12月10日(木)

山ノ内町(面接者:竹節町長ほか)

令和2年12月17日(木)

中野市(面接者:湯本市長ほか)

令和2年12月18日(金)

飯山市(面接者:足立市長ほか)

なお、法人住民税が標準税率採用の木島平村、野沢温泉村、栄村については、郵送による要望活動を行いました。



12月10日(木) 山ノ内町



12月17日(木) 中野市



12月18日(金) 飯山市

参 考 法人市町村民税について

☆均等割の制限税率(最大1.2倍まで)

均等割の標準税率は資本金に応じて9段階に分かれており、例えば一番低い資本金が1千万未満で従業員50人以下の法人の税額は5万円です。標準税率を超えて課す場合は1.2を乗じて得た額を超える額で課することができない。

☆法人税割の制限税率(法人税額に対して8.4%まで)

標準税率(6.0%・国に納付する法人税額に対して)を超えて課税する場合は、100分の8.4を超えることができない。

社会貢献活動

青年部「租税教室」2校で開催 女性部「税に関する絵はがき」を募集

青年部が活動の大きな柱と位置づけた「租税教育活動」は、法人会の目的である「税知識の普及、納税意識の高揚」との基本理念に立脚した活動であります。

本年度は、多くの小学校が新型コロナウイルスの影響から休校などもあり税に関する授業の取組みも例年と異なる中ではありましたが、12月に青年部役員が講師として管内小学校2校で「租税教室」を開催しました。

- ・12月2日：中野市立永田小学校
- ・12月16日：山ノ内町立山ノ内南小学校

この租税教室の開催は、青年部の社会貢献事業として主要な事業になっています。取組みから7年目を迎え、児童とのコミュニケーションがうまく取れるようになってきました。租税教室の中では、税の話だけでなく1億円のレプリカ（実物大の一万円束、約10kg）を手にももらいながら、子ども達に税への関心を持ってもらうよう内容の工夫にも心がけました。

また、女性部はこの「租税教室」に併せ、学んだ税に関する知識を画題にした「絵はがき」の作成をお願いしました。過日、応募いただいた作品の審査を行いましたので、代表作品は県連の審査会に応募し、後日、優秀作品を表彰することとしています。



租税教室（一億円体験）



租税教室（永田小）



租税教室（山ノ内南小）

税についての作文表彰

本会が参加する「信濃中野税務署管内租税教育推進協議会」では、管内の児童、生徒及び成人に対する租税教育を推進しています。その一環として中学生及び高校生から「税についての作文」を募集し、優秀作品を表彰しています。



法人会長賞に土屋奈央さん

令和2年度の信濃中野法人会長賞は、中野市立高社中学校3年生の土屋奈央さんの「租税教室を受けて」に決まり、昨年12月1日に高社中学校において小林博文会長が表彰状及び記念品を贈り表彰しました。





第28回 会員チャリティーゴルフ大会

脇田さんが優勝

第28回会員チャリティーゴルフ大会が、昨年の10月1日に斑尾高原カントリー倶楽部において開催されました。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため6月に予定した親睦ゴルフ大会を中止とし、チャリティーゴルフ大会も開会式は外でソーシャルディスタンスの距離を取り行い、閉会式&表彰式は一堂に会して行わないなど3密対策を講じての大会となりました。

当日は小雨の降る中でのスタートとなりましたが、42名の参加者があり、日ごろのストレスを癒してくれた楽しい一日でした。

優勝は中野支部の脇田綱雄さん、準優勝は中野支部の檀原盛男さん、ベストグロス賞は中野支部の山岸保男さんが獲得しました。

また、大会の趣旨の一つで法人会が取り組む社会貢献活動の一環でもありますチャリティーについては、表彰会場の入口で青年部が優勝者をはじめ全員の参加者から募金のご協力をいただきました。今回のチャリティー協力金は、地域福祉向上に役立ててほしいと木島平村へ贈呈しました。

個人成績表 (参加者42名 上位10位まで)

順位	氏名	所属	アウト	イン	グロス	HC	ネット
優勝	脇田 綱雄	中野支部	44	41	85	13.2	71.8
準優勝	檀原 盛男	中野支部	51	46	97	24	73
3位	宮崎 正毅	木島平支部	50	47	97	24	73
4位	高見澤光二	中野支部	48	43	91	18	73
5位	山岸 保男	中野支部	40	44	84	10.8	73.2
6位	上海 一徳	飯山支部	43	47	90	15.6	74.4
7位	足立 本光	飯山支部	45	44	89	14.4	74.6
8位	宮崎 至	野沢温泉支部	43	44	87	12	75
9位	高橋 栄司	飯山支部	43	47	90	14.4	75.6
10位	小林 慶子	中野支部	53	53	106	30	76

社会貢献活動

チャリティーゴルフ協力金 木島平村に寄贈

法人会は、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業の発展を支援及び地域の振興に寄与し、社会の健全な繁栄に貢献すべく、民間における税の分野でのオピニオンリーダーを目指して様々な活動をしています。

同時に、地域の密着した社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。本活動の一環として昨年10月1日に「第28回会員チャリティーゴルフ大会」を開催し、青年部が中心になってチャリティー協力金を募ったところ、参加者42名から善意の協力金がありました。毎年、この協力金を地域の福祉向上に活用してほしいと管内6市町村に寄贈しています。

今年度は、11月16日に小林博文会長及び宮崎正毅木島平支部長が木島平村役場を訪れ、協力金8万円を日臺村長に手渡しました。



税務署からのお知らせ

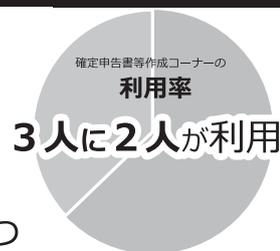
申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページから！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

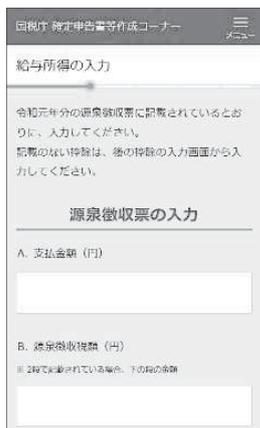
確定申告



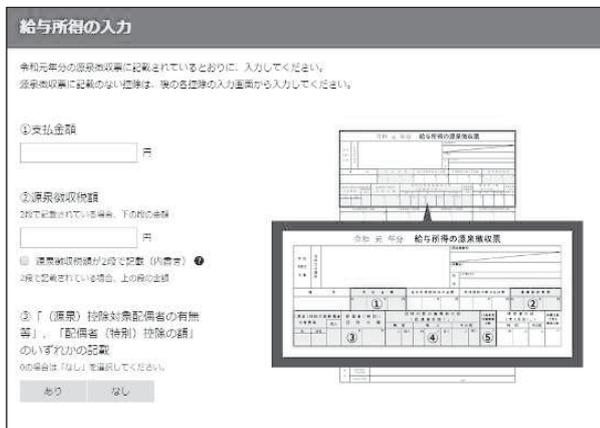
スマートフォンはこちらから→



STEP 2 申告書を作成

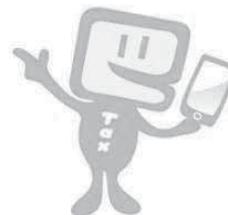


スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます☑



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年分のもです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ☑

① マイナンバーカード



取得方法は裏面を見てね☑



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



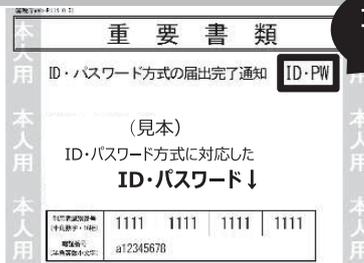
又は



ICカードリーダライタとして代用できる端末は一部Android端末のみ
対応端末の一覧はこちらから☑

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「マイナポータル」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「Google Chrome」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」をご確認いただくか、電話でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になるようとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続きがスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイスってナニ？



電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書 (現行)> ~令和5年9月

<インボイス> 令和5年10月~

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社△△	① 請求書発行事業者の氏名又は名称
●年●月分		② 取引年月日
■月▲日 割りばし 550円		③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
合 計 43,600円		⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
(10%対象 22,000円)		
(8%対象 21,600円)		
※は軽減税率対象		

請求書		【記載事項】
〇〇株式会社	株式会社△△(T1234...)	区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
●年●月分		① 登録番号 (課税事業者のみ登録可)
■月▲日 割りばし 550円		② 適用税率
■月▲日 牛 肉 ※ 5,400円		③ 税率ごとに区分した消費税額等
合 計 43,600円		
10%対象 22,000円 内税 2,000円		
8%対象 21,600円 内税 1,600円		
※は軽減税率対象		

「インボイス制度」ってナニ？

- 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(※)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



お 知 ら せ

信濃中野税務署から

○確定申告書の作成・送信は国税庁ホームページから

税務署では、令和2年分の所得税の確定申告について、消毒・換気・ソーシャルディスタンスの確保など、新型コロナウイルス感染症防止対策を講じた上で、実施するよう準備を進めています。

しかし、どうしてもこの期間は、多くの納税者の方が、申告相談に来署されることが想定されます。

そこで、法人会会員の従業員の皆様で確定申告をされる方には、「密を避ける」、「感染リスクを下げる」、「期限内申告を行う」対策として、是非、国税庁ホームページから申告書を作成し、送信又は郵送でのご提出にご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は、別掲P8・9「申告書の作成・送信は国税庁ホームページから！」をご覧ください。

○消費税 インボイス制度における登録申請書の受付開始

令和5年10月から消費税の仕入税額控除の要件として、「適格請求書（いわゆるインボイス）」と帳簿の保存が必要となる適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

「適格請求書」とは、端的に言えば、「売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」です。

「適格請求書」を交付できるのは、税務署長の登録を受けた「適格請求書発行事業者」に限られ、この登録は課税事業者が受けることができます。

しかし、**課税事業者が自動的に登録されるわけではなく、登録申請が必要**となります。

令和5年10月1日の制度導入当初から登録を受けようとする場合は、令和5年3月31日までに申請書を提出する必要がありますが、**その登録申請書の受付が令和3年10月1日から開始**されます。

申請後は、税務署において審査を行い、登録された場合には、その登録後に税務署から登録番号や登録年月日などが通知されます。

詳細は、別掲P10・11「令和3年10月1日から登録申請書受付開始！」をご覧ください。

【「適格請求書発行事業者の登録申請書」様式の国税庁ホームページ掲載場所】

「ホーム 注目ワード 消費税の軽減税率・インボイス制度」⇒「消費税 インボイス制度」⇒「インボイス制度に関する各種情報 申請手続」⇒「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）」

信濃中野法人会から

○信濃中野法人会ホームページのリンクに「国税庁」！

信濃中野法人会のホームページに、国税庁へのリンクを設営しました。ホームページからの確認などにもご利用ください。

○振替納税制度ご利用の皆様へ

令和2年分の申告所得税の口座振替日は4月19日（月）です。また、個人事業者の消費税及び地方消費税の口座振替日は4月23日（金）です。便利な口座振替制度をご利用下さい。ただし、振替日の2～3日前には残高を確認ください。詳しくは税務署までお問い合わせください。

○新規会員募集

法人会では、新規会員を募集しています。株式会社、有限会社、協同組合など法人資格を有すれば入会できます。なお、一般社団法人に移行したことに伴い、賛助会員として個人も入会できます。お申込は本会事務局（TEL:0269-26-0748 FAX:0269-26-0768）または、各支部事務局までお願いします。

第9回一般社団法人信濃中野法人会通常総会

令和3年度第9回通常総会を下記により開催します。会員の皆様のご出席をお願いします。今後、総会の開催方法や内容を決めご案内申し上げます。ご欠席の場合には委任状の提出にご協力くださるようお願いいたします。

- ・日時 令和3年5月27日（木）午後3時30分 ・会場 中野市中央二丁目4番6号「柳長ホール」
- ・議題 令和2年度事業報告及び決算、令和3年度事業計画及び予算、ほか

事務局職員が変わりました



昨年11月いっぱいまで、23年余という長きに渡り事務局の職員を務められた相馬文子さんが退職され、代わって11月から井川律子が事務局職員を勤めさせていただいております。会員の皆様に愛され信濃中野法人会を知り尽くした、相馬さんのような働きができるかどうかは不安であり、まだスタートしたてのよちよち歩きですが、会員の皆様からご指導をいただき、会員の皆様の為に精一杯仕事に取り組んでまいりますのでよろしくお願いたします。